

# ソフトウェア使用許諾契約書

下記のソフトウェア製品(以下「ライセンス製品」という)をご使用になる前に、下記の使用許諾契約書(以下「本契約」という)をよくお読み下さい。お客様は、ライセンス製品をコンピュータへインストールすることによって本契約のすべての条件に同意したものとみなされます。本契約の条件に同意いただけない場合はライセンス製品をインストールし使用することはできません。

ライセンス製品名：ZOOMA Viewer  
ライセンスの内容：1ライセンス

## 第1条 使用権の許諾

1. 株式会社トライアイズソリューション(以下「トライアイズソリューション」という)は、本契約記載の条件に従い、ライセンス製品に関し、日本国内における下記の非独占的かつ譲渡不可能な権利をお客様に対して許諾します。

記

ライセンス製品に関してトライアイズソリューションが記載した最新の動作環境情報に、記載のオペレーティングシステムが稼動するコンピュータへ、ライセンス製品をインストールし、当該コンピュータ上で使用する権利。

2. 本契約に特に規定されていない権利は全てトライアイズソリューションによって留保されます。

## 第2条 著作権等

1. ライセンス製品及びマニュアルに関する著作権、特許、商標権、ノウハウ及びその他のすべての知的財産権は全てトライアイズソリューションに帰属します。

2. お客様は、トライアイズソリューションの書面による事前の承認を得ることなく、ライセンス製品及びマニュアルを第三者へ賃貸または譲渡できないものとし、かつ、ライセンス製品及びマニュアルに担保権を設定することはできないものとします。

3. お客様は、ライセンス製品につき、リバースエンジニアリング、逆コンパイルまたは逆アSEMBルすることはできません。お客様の改造に起因してライセンス製品に何らかの障害が生じた場合、トライアイズソリューションは当該損害に関して一切の責任を負わないものとします。

## 第3条 保証と責任の限定

1. ライセンス商品のインストール、ダウンロードを行うことによって生じる費用は一切負担いたしません。

2. トライアイズソリューションは、ライセンス製品の機能がお客様の特定の目的に適合することを保証するものではなく、ライセンス製品の誤用等に起因するお客様の損害につき一切の保証をいたしません。

3. お客様が選択、導入、使用されるソフトウェア(ライセンス製品を含むがこれに限られない)から生じる影響につきましては、お客様の責任とさせていただきます。ライセンス製品及びマニュアルの使用に起因してお客様又はその他の第三者に生じた結果的損害、付随的損害及び逸失利益に関してトライアイズソリューションは一切の責任を負いません。

## 第4条 コンテンツの著作権等

1. 本契約にいうライセンス製品で扱われるコンテンツとは、お客様が著作権を有するコンテンツ、またはコンテンツに関する著作権者がその使用を許諾したコンテンツをいいます。

2. お客様は、ライセンス製品を利用することにより、コンテンツ提供者からコンテンツ提供の条件(コンテンツ提供者との使用許諾契約)に従い、コンテンツ及びコンテンツを使用する権利を取得することができますが、お客様は、当該権利を超える権利を取得するものではありません。また、お客様は、コンテンツ提供者と使用許諾契約等を締結した場合には、当該契約を誠実に遵守するものとします。

3. ライセンス製品で扱われるコンテンツ及び当該コンテンツに含まれる全ての著作権、商標、標章、ロゴマーク等に関する知的財産権その他一切の権利が、コンテンツの提供者、お客様または第三者のいずれかの行為によって侵害され、当該権利者が損害を被った場合、トライアイズソリューションは一切責任を負わないものとします。

## 第5条 禁止事項

お客様は、ライセンス製品を使用するにあたり、次の各号に定める行為を行ってはならないものとします。

(1) ウィルス等の有害なコンピュータプログラムをトライアイズソリューション、又は及び/または第三者に送信する行為、及びライセンス製品の認証サーバーへの不正アクセスを行うこと、又はこれらの行為を試みる行為

(2) 法律、命令、処分、その他の規制に違反する行為

(3) 犯罪行為を惹起又は助長する行為その他犯罪行為に結びつく行為

(4) 第三者が有する著作権、商標権、肖像権、プライバシーその他の権利・利益を侵害する行為

(5) トライアイズソリューション、又は第三者を誹謗中傷し、又はその名誉、信用を害する行為

(6) 虚偽情報、事実誤認を生じさせる情報等を掲載・配信する行為

(7) 公職選挙法に抵触する行為

(8) その他公序良俗に反する行為

(9) 前各号の他、方法のいかんを問わずトライアイズソリューションの運営を妨害する行為

(10) コンテンツの権利者の許諾を得ずに行う改変、翻案、私的使用目的以外の複製、他人への譲渡、貸与、その他権利者の権利を侵害する行為

(11) ライセンス製品を事業または営業に供する行為

## 第6条 お客様に対するライセンス商品使用の制限の行使

1. トライアイズソリューションは、お客様が前条の各号に定める禁止事項にかかる行為を行った場合、お客様に対して何らの通知催告を要せず、直ちにライセンス商品の使用を停止させることが出来るものとします。また、トライアイズソリューションは、お客様がライセンス商品を使用して既に前条の禁止事項の各号に定める行為に該当するコンテンツをライセンス製品を利用して不特定多数のユーザーへ閲覧可能な状態にしている場合は、お客様に対し書面、口頭または電子メール等により、その是正又は削除を求め、お客様がそれに従わない場合は、関係する所轄当局への通報を行うことが出来るものとします。

2. トライアイズソリューションは、お客様が前条の各号に定める禁止事項に行為を行った場合、前項に従い対処を行うと共に、第12条により直ちに本契約を解除することが出来るものとします。

## 第7条 ライセンス製品が送信する情報及び取り扱い

1. お客様は、ライセンス製品が、コンテンツの使用許諾を受ける際に信用取引に必要なお客様の個人情報等(以下「個人情報等」という。)をトライアイズソリューション及びトライアイズソリューションが委託する業者の認証サーバに

送信することを許諾するものとします。お客様は、コンテンツ提供者からコンテンツの実施許諾を受けた場合に、当該実施許諾に関する対価を、トライアイズソリューションまたはトライアイズソリューションが委託する業者が代理受領することを許諾します。

2. お客様は、ライセンス製品が、起動、コンテンツの参照などの動作時にトライアイズソリューション及びトライアイズソリューションが委託する業者の認証サーバに端末識別情報を送信すること（以下「認証サービス」といいます。）を許諾するものとします。また、送信等にかかる費用に関しては、お客様の負担で行う事を同意するものとします。
3. トライアイズソリューションは、個人情報等を法律に従い適切な方法で管理し、信用取引、ライセンス管理、製品サポート及び新商品や各種キャンペーンのご案内、市場の分析、新商品の企画、その他弊社商品の品質向上及びサービスの提供・充実等の目的のためにのみ利用できるものとします。
4. トライアイズソリューションは、個人情報等をお客様の事前の書面による承諾無く第三者に開示・提供しないものとします。ただし法的根拠に基づく公的機関からの情報開示要求があった場合はこの限りではないものとします。

#### **第8条 ライセンス製品使用の制限の行使**

1. トライアイズソリューションは次の各号の場合、トライアイズソリューション及びトライアイズソリューションが委託する業者の認証サーバを介して、お客様のライセンス製品の使用を停止させることができるものとします。

- (1) 使用許諾契約が解除された場合
- (2) クレジットカードの不正使用が判明した場合
- (3) コンテンツの権利の侵害等によりコンテンツの著作権者等に被害を与えたことが明確な場合
- (4) 法的根拠に基づく公的機関からの要請があった場合

#### **第9条 認証サービスの一時中断**

1. トライアイズソリューションは、次の各号のいずれかに該当する場合は、事前にコンテンツの提供者及びお客様に通知の上、一時的に認証サービスの全部又は一部の提供を中断することができるものとします。ただし、緊急でやむを得ない場合は、事後に通知することが出来るものとします。

- (1) 認証サービスの保守を定期的又は緊急に行う場合
  - (2) 認証サービスの障害等により、認証サービスの提供ができなくなった場合
  - (3) 火災・停電等の事故、地震・洪水等の天災、戦争・暴動・労働争議等により、認証サービスの提供ができなくなった場合
  - (4) トライアイズソリューションが、運用上又は技術上、認証サービスの一時中断が必要であると判断した場合
2. トライアイズソリューションは、前各項のいずれか、又はその他の事由により認証サービスの提供の遅延又は中断等が発生し、またはコンテンツの一部又は全部が失われたとしても、これに起因するコンテンツの提供者、お客様又はその他の者が被った損害について、一切責任を負わないものとします。

#### **第10条 認証サービスの終了**

1. トライアイズソリューションは、技術上又は事業上のその他合理的判断により、ライセンス製品に関する認証サービスの終了をすることが出来るものとします。
2. トライアイズソリューションが認証サービスを終了する場合は、認証サービス終了予定日の1ヵ月以上前にトライアイズソリューションのウェブサイトにてその旨を掲示することにより、お客様への告知を行うものとします。
3. トライアイズソリューションは、本条により認証サービスを終了した場合は、コンテンツ提供者、お客様その他の第三者に対し一切責任を負わないものとします。

#### **第11条 有効期間**

1. 本契約はお客様がライセンス製品をコンピュータへ最初にインストールした時から有効となり、本契約の規定に従って解除される場合を除き、無期限にライセンス製品をお使いいただくことができます。

#### **第12条 契約の解除**

1. お客様が本契約に違反した場合、トライアイズソリューションは本契約を解除することができます。この場合、お客様は、ライセンス製品を一切使用することができないものとします。
2. お客様は、ライセンス製品を破棄することにより本契約を終了させることができます。この場合、ライセンス対価は返却いたしません。
3. 本契約が終了するか又は解除された場合、お客様は、ライセンス製品をトライアイズソリューションへ返却するか又は破棄するものとします。
4. トライアイズソリューションが別途提示するアップグレードサービスで、ライセンス製品をアップグレードを行った場合本契約は解除されアップグレード後のライセンス製品の契約の規定が有効になります。

#### **第13条 一般条項**

1. お客様は、トライアイズソリューションの書面による事前の承諾を得ることなく、ライセンス製品を日本国外へ持ち出すことはできないものとします。
2. 本契約は、ライセンス製品の使用許諾に関し、本契約の締結以前にお客様とトライアイズソリューションとの間になされたすべての取り決めに優先して適用されます。
3. 本契約は、日本国法に準拠するものとしたします。
4. 本契約に関連して発生した一切の紛争については、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

本契約に関してご不明な点がございましたらトライアイズソリューションまで書面にて連絡いただくようお願い申し上げます。

〒150-0012

東京都渋谷区広尾一丁目1番39号  
恵比寿プライムスクエア  
株式会社トライアイズソリューション